

(仮称)音楽・芸術ホール整備計画

平成 20 年 3 月

徳 島 市

目 次

序章 はじめに — 本計画策定の背景と趣旨 —	1
第1章 新しいホールの整備方針	2
1 基本理念及び基本方針	2
2 基本機能	4
第2章 施設運営	5
1 事業方針	5
2 管理運営方針	7
3 管理運営体制	8
第3章 施設整備	9
1 基本的な考え方	9
2 施設構成	9
3 施設計画	10
4 施設規模	12
5 施設整備の基本的配慮	12

参考資料

1. 音楽・芸術ホール整備についての意見交換会設置要綱
2. 音楽・芸術ホール整備についての意見交換会委員名簿
3. 音楽・芸術ホール整備についての意見交換会経過概要
4. 音楽・芸術ホールの立地条件

序章 はじめに — 本計画策定の背景と趣旨 —

本計画策定の背景

本市では、音楽・舞台芸術の鑑賞・創造活動に多くの市民の関心が高まる中、新しい表現の場として新しいホールの建設に対する市民の期待が強くなっています。このため、旧動物園跡地を（仮称）音楽・芸術ホールの建設予定地として、長年にわたり検討を重ねてきました。ところが、社会情勢・財政状況の変化にともない様々な条件が生じ、こうした単独のホールを建設することは大変厳しいものとなりました。

一方、徳島市立文化センターは、昭和38年の建設から、すでに約44年が経過し、老朽化が著しく、改修するには効率的と言えない状況です。このため、徳島市立文化センターを代替する施設として、新ホールを早期に建設してほしいとの要望が多数寄せられています。

このような状況の中、本市では（仮称）音楽・芸術ホールを新町西地区市街地再開発事業の公共公益施設として、整備を目指すこととなりました。新町西地区で「市街地再開発事業」と「（仮称）音楽・芸術ホール整備事業」の二つの事業を一体的に整備することにより、中心市街地の既存の施設機能が活用できることから、総事業費の抑制・低減ができること。また、徳島駅に近く、交通アクセスの利便性が旧動物園跡地に比べて優れていること。さらに、中心市街地の活性化につながることはもとより、新たな地域文化を創出することが期待されます。

また今日、公立文化施設は、芸術文化に触れる機会を市民に提供することを主たる機能としてきた時代から、芸術文化の創造を支援し、交流を促進する場を提供するなど、芸術文化を振興することを主たる機能とする時代へと変化しています。この背景には、市民自らが芸術文化を創造するものとなってきたことや、多様な芸術文化を身近に触れたいという市民ニーズの変化があると言えます。このように、文化施設が担う使命は今、新しい局面を迎えています。

こういった状況を踏まえ、今後、新町西地区市街地再開発事業の公共公益施設として、新ホールを整備する上で、音楽・舞台芸術の担い手やそれを鑑賞する市民の立場から、ホールの役割や機能、さらには新しい運営管理について考え方を検討し、明らかにしておく必要があります。

本計画策定の趣旨

以上の背景をもとに、平成19年度に「音楽・芸術ホール整備についての意見交換会」を開催し、ホール利用者や専門家である委員から新しいホールのあり方についての意見をいただきました。本計画は、この意見をもとに、新しいホールを多くの市民が気軽に利用し、活発な芸術文化活動を行うことのできる徳島市としてふさわしい施設とするための基本的な考え方を示したものです。

第1章 新しいホールの整備方針

1 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

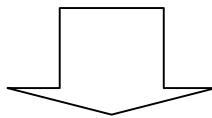
新しいホール（以下「ホール」という）には、徳島市立文化センターの代替機能を持った施設として、市民が芸術文化を享受する場としてだけでなく、市民が活発に芸術文化活動を行う中心的な場として活用することで、徳島市の芸術文化の発展を促進するということが期待されます。

また、これまでに徳島市民が培ってきた伝統ある芸術文化活動をさらに活性化させるとともに、幅広い芸術文化の交流を促進し、芸術文化を通じたネットワークを築くことで、新たな芸術文化が生まれる場となることを目指します。

そのようなホールとなることを願い、徳島市民の芸術文化を創造していく拠点となることを基本理念として掲げます。

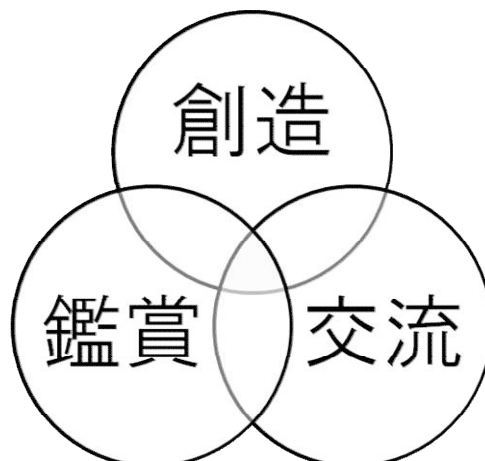
ホールの基本理念

市民の芸術文化の創造拠点



この基本理念を具現化するため、以下を基本方針とします。

- ・ 芸術文化の創造活動を支援します
- ・ 芸術文化の交流を推進します
- ・ 芸術文化の鑑賞機会を提供します



(2) 基本方針

徳島市民の芸術文化を創造していく拠点とするため、以下の方針に基づき、整備を進めます。

●芸術文化の創造活動を支援します

これまで徳島市民が培ってきた芸術文化の蓄積を活かし、新たな芸術文化を創造する活動を支援するために必要な施設や機能の充実を図ります。また、音楽や舞台作品の公演を行うためのホール施設を充実するだけでなく、市民が行う様々な芸術文化の創造活動を支援するための施設運営や事業運営を目指します。

●芸術文化の交流を推進します

多くの市民が気軽に交流の場として施設を利用でき、また市民と芸術文化団体、市民とアーティスト、市民と市民など様々な新たな出会いと交流が生まれる機会をつくることで、芸術文化の交流を促進します。また、市内外のホール、文化施設や芸術文化団体とのネットワークを築き、活動状況等の情報交換ができるような情報機能の充実に努めます。

●芸術文化の鑑賞機会を提供します

子供から大人まで様々な市民が芸術文化を鑑賞できる機会を増やし、また、これまで鑑賞する機会の少なかった舞台芸術などの公演が可能となる上演空間を整備し、それを支える舞台設備や機能の充実を図ります。

さらに、他の公共施設等とも連携し、芸術文化の魅力を普及する公演活動の相互支援や共同開催など幅広い鑑賞機会の提供に努めます。

2 基本機能

市民の芸術文化の創造拠点とするために、下記のような3つの基本となる機能を備えます。

(1) 芸術文化の創造活動を支援する機能

①芸術文化活動の支援

市民や芸術文化団体の活動を支援する施設や機能を整えるとともに、それぞれの文化活動の活性化を促進し、文化活動のレベルや技量の向上を図るための支援方法について検討していきます。

②新たな芸術文化活動の創出

芸術文化活動を行う市民の新たな出会いや異なる文化活動団体の交流が生まれる場や機会を提供し、相互の連携を促進することで、新たな芸術文化活動の創出や人材・文化団体の育成を図ります。

(2) 様々な芸術文化と交流する機能

①情報ネットワークの創出

市内外の芸術文化に関する資料や情報の収集を図るとともに、芸術文化に係わる団体や施設との情報ネットワークを作り、芸術文化情報の相互交流を図ります。また、そのネットワークを利用し、市民に対してホールの催し物や利用状況のほか、様々な芸術文化情報を発信する仕組みについて検討していきます。

②文化交流の場の提供

芸術文化の魅力に触れる機会を増やすため、市民が気軽に集い、様々な芸術文化団体と交流できる場の整備を図ります。また、ホール周辺施設や市内の公共施設等においても、市民が文化交流できるような仕組みを検討していきます。

(3) 多様な芸術文化を鑑賞するための機能

①鑑賞機会の提供

市民から要望のある音楽や舞台芸術¹作品のほか、様々な分野の芸術文化作品の鑑賞機会の提供に努めます。また、全国の芸術文化施設との連携を深めるとともに、様々な機関と協力し、良質で目新しい芸術文化作品の鑑賞機会の提供に努めます。

②鑑賞意欲の促進

鑑賞機会の提供にあわせて、子供から大人まで様々な市民が芸術文化をより身近に体験し、感じたり、考えたりできる機会をつくることで、市民が日常的に音楽や舞台芸術に親しみ、新たな芸術文化に関心を持つ気運を醸成し、市民の鑑賞意欲の促進を図ります。

¹ 舞台芸術とは、演劇、オペラ、ダンスなど舞台空間上で行われる芸術の総称

第2章 施設運営

1 事業方針

市民の芸術文化への幅広いニーズに対応するだけでなく、音楽や舞台芸術に対する新たな鑑賞意欲の創出、日常的な芸術文化活動の支援、市民や文化団体の交流、ホール運営への参加・参画の促進など、市民の芸術文化活動の向上を目指して積極的な事業の展開を行います。

(1) 芸術文化活動の活性化事業

①活動の場の提供

市民に対して音楽や舞台芸術など様々な芸術文化活動を自主的に創造し、発表する場を提供します。そのためには、施設や設備を貸し出すだけでなく、活動に必要な人材や情報・ノウハウを提供するとともに、効率的な施設利用について検討していきます。

②情報の収集・発信

芸術文化活動を行う市民や団体をはじめ、広く市民に提供するための音楽や舞台芸術活動の参考となる資料の収集、提供に努めます。また、市内外のホールと情報交流を行い、様々な芸術文化活動に役立つような情報ネットワークの構築を目指すことで、施設間の文化活動の活性化を図ります。

③芸術文化活動の支援

芸術文化活動に対して意欲を持つ市民や、地域で様々な芸術文化活動をしている団体、市民に対して、さらにその活動をステップアップするための支援が行える機能の充実や機会の提供に努めます。

(2) 芸術文化の育成事業

①鑑賞機会の提供

市民が期待する音楽や舞台芸術をより身近に鑑賞できる機会の提供とともに、今まで徳島市で紹介されることが少なかった国内外の多様な音楽や舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めます。

また、市民がより深く音楽や舞台芸術に関心を持ち、文化的な刺激を受けるような鑑賞方法について検討していきます。

②普及活動の展開

アーティストを学校等に派遣するなど、生の音楽、舞台芸術等に触れる機会などを提供することで、市民が新たに芸術文化に関心を持ち、理解を深めようとする仕組みを検討します。

また、福祉、環境、まちづくり等の活動と連携し、幅広い分野への普及活動を目指します。

(3) 芸術文化の地域連携事業

① 周辺公共施設の活用

広場、歩道等、ホール周辺の空間を利用し、芸術文化活動を実施するほか、周辺施設や水際公園、阿波おどり会館などの施設を複合的に利用し、参加市民と一緒に活動を実施することで、ホール施設から周辺地域に芸術文化活動を広げていくための仕組みを検討します。

② 地域の新たな文化活動の創出と連携

徳島市の中心市街地に立地するホールの条件を活かし、新町川や周辺の公園、アーケードなどを活用した文化活動イベントを企画・検討することにより、周辺地域の新たな文化芸術活動を推進します。

2 管理運営方針

利用者の立場に立ち、分かりやすく安心して便利に使える柔軟な対応と同時に、計画的で効率的な管理運営を目指します。

(1) 管理運営方針

①柔軟な管理運営

市民や文化活動団体、専門家等からの意見を反映し、ホールの事業だけでなく、芸術文化活動の活性化を目的とした事業運営などについても検討し、実施していくような管理運営を目指します。

②細やかなサービス提供

市民が日常的にも訪れたいくなるような雰囲気づくりや、来場者や利用者に満足されるサービスが提供できるようなホスピタリティのある運営をスタッフ全員が行えるような体制づくりに努めます。また、利用者が使いやすく来場者が居心地の良い環境を提供できるように努めます。

③計画性のある施設管理

来場者や利用者の安全と安心を確保し、安全対策や防災対策などに十分に配慮した施設や設備の維持管理に努め、ホールの様々な事業や活動を安定的に継続していくために、計画性のある適切な維持管理を目指します。

(2) 運営主体

ホールの運営主体は公設民営による施設運営を基本とし、運営形態及び運営方法について検討を行っていきます。

特に施設が実施する事業、貸館や施設が提供するサービス、そして清掃や警備、施設や設備のメンテナンスなどをバランスよく効率的、効果的に運用していくための運営主体を検討する必要があります。

(3) 運営システム

①施設利用

利用については、芸術文化活動を行うための継続的な利用や定期利用などを配慮するなど、利用料金、時間についても、適切な料金設定と柔軟な運営が可能になるような運営システムを検討していきます。

また、ホールの観客・利用者を増やすための会員制度やチケット販売方法についても検討を行っていきます。

②市民参加

ホールの運営については、市民参加によるボランティア活動を促進し、市民に開かれたホールとして、市民が自発的に運営スタッフとして参加できるような仕組みについて検討します。

3 管理運営体制

ホールを効率的に管理運営し、市民にとって魅力ある事業を実施していくためには、職務内容に応じた高い専門性を持った人材を確保し、その能力を十分に発揮できる体制を築くことが必要です。

また、創造性・柔軟性が求められる音楽・舞台芸術活動の事業展開とホールの持つ経営資源を上手く活用し、効率的に運営していくために、総合的に迅速な判断ができる統括者の配置を検討します。

第3章 施設整備

1 基本的な考え方

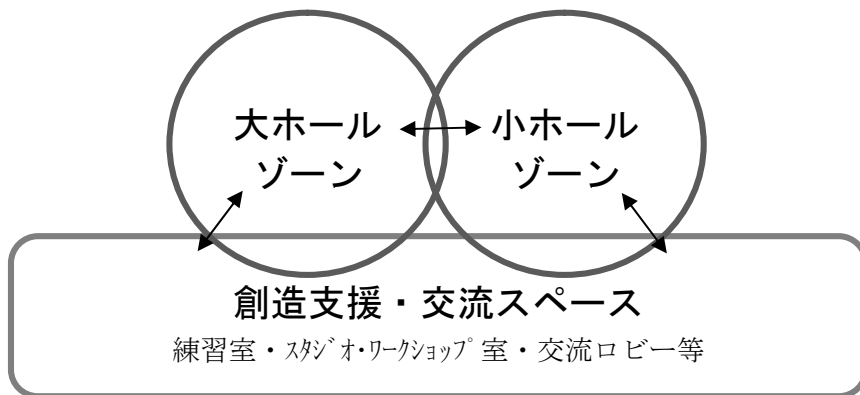
ホールは、市民とともに芸術文化活動を活性化させていく環境を創出し、芸術文化活動を通じた新しい文化コミュニティや様々な市民の交流を創造していく拠点を目指しています。また、市民の芸術文化の向上を目指し、新たな観客の創出、日常的な芸術文化活動の支援、市民や文化団体の参加・参画・交流を促進するための事業を積極的に展開していくようにします。そういった事業展開を支え、その役割を十分に発揮できる機能が施設には必要です。

このためには、様々な音楽・舞台芸術を中心とした芸術文化活動に対応できる高水準の機能を持ち、また、舞台と客席が一体感を感じられるようなホール空間を実現すると同時に、市民による様々な芸術文化活動を促進していく諸施設を備えたホールとして計画します。

2 施設構成

(1) 2つのホールゾーンと創造支援・交流スペースで形成される施設構成

ホールは、多様な音楽・舞台芸術の鑑賞、市民による芸術文化活動を行う場として、特色のある2つのホールゾーン（大ホール、小ホール）を整備します。また、市民が創造活動を行う場、様々な地域や人々の交流する場として、創造支援・交流スペースを機能的に配置した施設構成とします。



(2) 各施設構成の考え方

① 大ホールゾーン

様々な音楽・舞台芸術に対応できる高水準の機能を持つ施設として計画します。プロセニウム²形式の舞台とバルコニーを持つ客席を基本とし、舞台と客席の物理的な距離を近づける工夫を行い、舞台と観客が緊密で一体感のある質の高いホール空間の実現を目指します。

また、ホールを訪れる様々な利用者や観客が気軽に安心して利用できるアプローチや楽屋、倉庫などを機能的に配置します。また、舞台の機材や道具などの搬入搬出のため、1階から舞台階に通じる大型エレベーターを配置します。

² プロセニウム (proscenium) とは、舞台の「額縁」のことで、プロセニウム形式の劇場ではこれで舞台と観客席を区分する。

②小ホールゾーン

市民の音楽・舞台芸術活動等の発表や練習の場など、多目的に利用できる空間として整備します。また、市民の「ハレの場」としての雰囲気作りにも配慮する他、市民にとって使いやすい利用方法を工夫します。

③創造支援・交流スペース

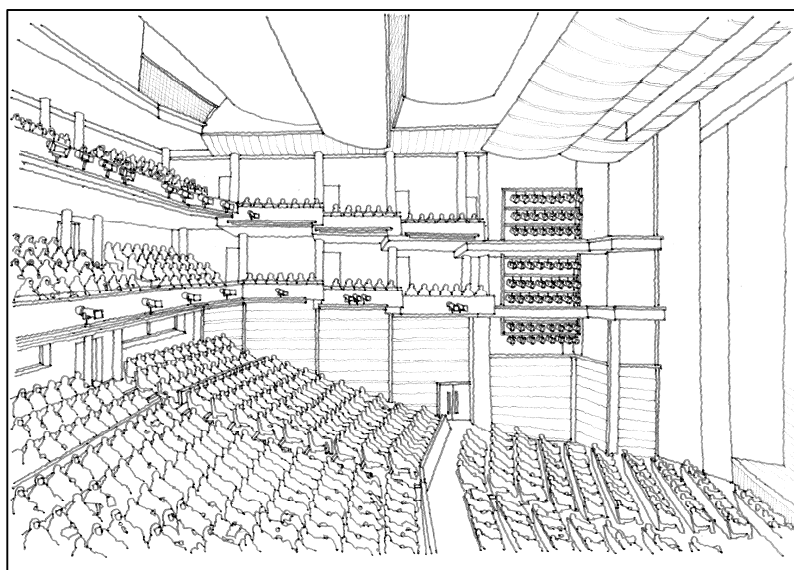
市民の様々な創造活動や人材育成のための活動等に対応するため、練習室やスタジオ、ワークショップ室³等を配置するほか、施設利用者に受付のあるロビーを設けるなど、誰もが気軽に利用できるような配置を行います。

3 施設計画

(1) 大ホールゾーン

- ・席数は、1200席以上を確保します。
- ・音楽、ミュージカル、舞踊、オペラ、大型演劇など、様々な音楽・舞台芸術に対応し、大型の公演の鑑賞が可能なホールとします。
- ・良好な音響効果と可視性に基づくゆとりある客席と舞台間との相互コミュニケーションを成立させる空間とします。
- ・多様な舞台芸術に対応するプロセニウム形式の舞台設定を基本とし、音響反射板の設置も可能なものとします。
- ・主舞台と側舞台を備え、客席前部には、オーケストラピット⁴（60人程度が収容可能）せりを設置します。また、舞台のせりや脇花道の設置に配慮します。
- ・エントランスからロビー、ホワイエ⁵を抜けて客席まで、安全で快適なアクセスとなる動線を計画します。
- ・多数の出演者の出入りがある催しものがスムーズに行えるように配慮します。
- ・楽屋や倉庫などの周辺諸室の機能的な配置に配慮します。

大ホールイメージ図



³ 作品創造（稽古・練習）をはじめ、芸術文化に関する体験イベントや講座、市民の自主的な創造活動に活用できる活動室。

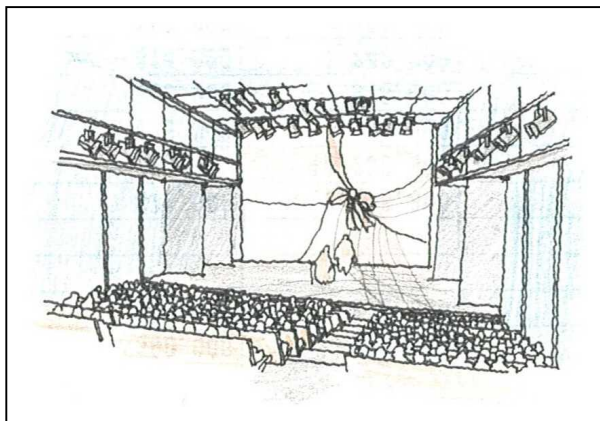
⁴ 舞台と客席の間に設けられた生演奏のオーケストラが入る場所。通常は客席最前部の一部で、必要に応じてオーケストラピットせりを沈下させて設ける。

⁵ ロビーはチケットを持たない人でも施設に入る人全てが入れる空間、ホワイエはチケットを持った観客のみが入れる空間としてここでは区別している。

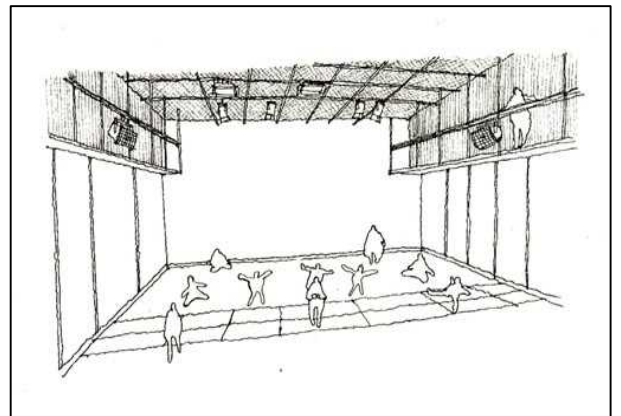
(2) 小ホールゾーン

- ・客席数は、200席以上を確保します。
- ・客席を格納することにより、舞台位置が自由に配置でき、自由で多彩な表現が可能となるように整備します。
- ・多目的な利用に対応できる、質感を考慮した可動席とします。
- ・出演者と観客が間近に感じられる表現空間（平土間型式）を整備します。
- ・客席を格納することにより、平土間の空間としてリハーサルにも利用できるよう配慮します。

小ホールイメージ図



ホール形式での利用

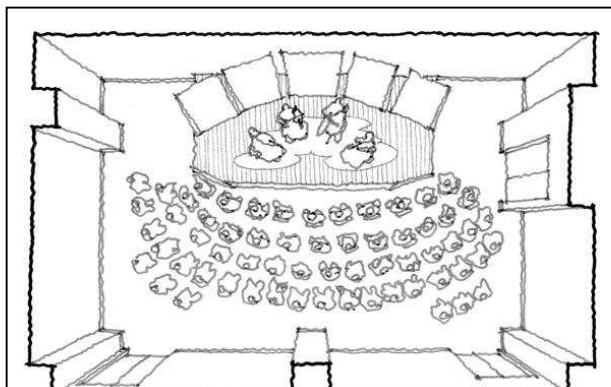


平土間空間としての利用

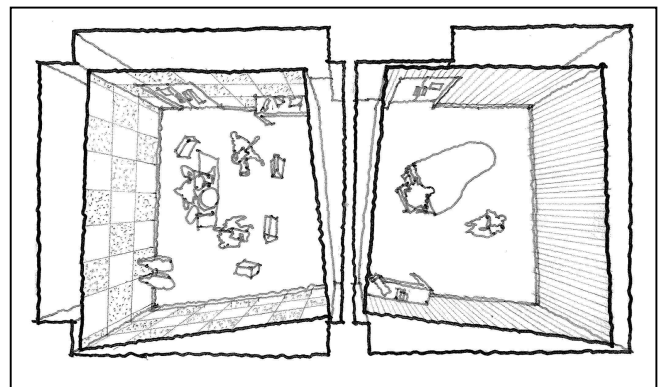
(3) 創造支援・交流スペース

- ・自主的な創造活動のほか、セミナー、発表会、人材育成の場としても活用できることを想定します。
- ・作品創造や少人数の発表会等ができる練習室、ワークショップ室、音楽の練習などができるスタジオ等の活動室の整備を配慮します。
- ・交流スペースは、落ち着いてくつろげる雰囲気となるように配慮します。
- ・機能的で、交流の場として活用できるロビーの整備に配慮します。

創造支援・交流スペースイメージ図(練習室)



創造支援・交流スペースイメージ図(スタジオ)



(4) 共通スペース

- ・ホールのエントランスから各施設に、安全かつ快適に出入りできるような動線を計画します。なお、機材等の搬入搬出口は1階に設けます。
- ・ロビーやトイレ等は市民に使いやすく、安全性に配慮したものにします。

4 施設規模

ホール施設全体の想定規模は、11,000平方メートル程度を目標としており、各施設の想定規模は下表のとおりです。

区分	施設名	内容	想定規模
ホールゾーン	大ホール等	客席(1200席以上)、舞台、ホワイエ、楽屋等	5200㎡程度
	小ホール等	客席(200席以上)、舞台、ホワイエ、楽屋等	600㎡程度
	ホール共通	搬入搬出口・荷捌き、楽屋エントランス、倉庫等	1600㎡程度
創造支援・交流ゾーン	練習室・スタジオ・ワークショップ室等	練習室、スタジオ、ワークショップ室、交流スペース	730㎡程度
	受付・事務スペース		200㎡程度
共通部分	エントランス、ロビー、廊下、バックスペース、設備関係等		2670㎡程度
合計			11000㎡程度

5 施設整備の基本的配慮

ホールの立地が予定されている場所は、新町西地区市街地再開発事業区域に位置する街区で、商業施設（1階）との複合施設として一体整備されることから、立体的な施設配置となることが想定されます。このため、各ゾーンは有機的なつながりを持たせ、使いやすい施設配置とし、施設整備にあたっては、遮音、動線、搬入搬出など、以下の点に配慮します。

(1) 遮音

各ホールゾーン及び創造支援・交流スペースは、外部からの音の影響を受けないよう遮音性能を確保する必要があります。また、各ホール、諸施設ごとの遮音についても十分配慮します。

(2) 動線処理

各ホールゾーンでは、観客と出演者の動線を独立して確保します。また、各ホールの開演及び終演の時間等を想定し、人の出入りに不都合のない動線が確保できるように配慮します。

(3) 搬入搬出

大道具や衣裳、上演に必要な各種機材などの物品の搬入搬出については、大型トラック（11t ロングガルウイング車を想定）に対応できる搬入搬出ルートを確認します。また、搬入搬出用設備を介して舞台階に荷揚げすることが想定されることから、ホール規模に相応しい大型エレベーターを設置するとともに、十分な搬入搬出空間と動線に配慮します。

(4) セキュリティ・防災

安全性や防災性能について十分に配慮し、特に楽屋エリアへの出入りは十分に監視できる工夫を行い、また、大勢の観客や来館者の誘導を安全に行える避難動線の確保を検討します。

(5) 良好な外観の確保

ホールは、徳島市のシンボルロードである徳島駅前から眉山にいたる50m道路に面し、新町川にも近接しています。そのため建物の外観は周辺の環境と調和し、市民に親しまれるものとなるよう検討していきます。

(6) 環境配慮

ゴミをできるだけ少なくする工夫や施設全体の省エネルギー対策を進める他、中長期に渡る施設や設備のライフサイクルコストを計画的にコントロールすることにより、施設全体にかかる環境負荷の軽減に努めます。

(7) ユニバーサルデザイン

施設は、ユニバーサルデザインに配慮し、客席やトイレ、廊下などには、スロープや手すりなどを設置するほか、高齢者や児童、障害者だけでなく、市民の誰もが安心して快適に利用できる施設となるよう配慮します。

参 考 资 料

1. 音楽・芸術ホール整備についての意見交換会設置要綱

(目的)

第1条 音楽・芸術ホールを新町西地区市街地再開発事業の公共公益施設として、一体的な整備に向け、基本設計・実施設計の前提となる整備計画を策定するにあたり、専門者及びホール利用者の意見を反映させるため、「音楽・芸術ホール整備についての意見交換会」（以下「意見交換会」という）を設置する。

(任務)

第2条 意見交換会は、市が指定する事項や策定する計画に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

(委員)

第3条 意見交換会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者、ホールの利用者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 意見交換会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、意見交換会を代表する。

4 副会長は、委員の内から会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 意見交換会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 意見交換会は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 意見交換会の事務局は市民環境部文化振興課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営等に関し必要な事項は、会長が意見交換会に諮り決定する。

附則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

2. 音楽・芸術ホール整備についての意見交換会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	団体・役職名	備 考
1	糸谷 安雄	徳島文理大学音楽部講師（徳島県吹奏楽連盟会長）	
2	川村 廣道	徳島新聞 企画事業局長	
3	小西 昌幸	北島町立創世ホール館長	
4	坂田 千代子	株式会社 あわわ代表取締役社長	
5	阪野 晶子	徳島市・名東郡小学校教育研究会（音楽部会長）	
6	庄野 龍夫	徳島県文化協会洋楽部会（徳島フルート協会）	
7	田村 典子	四国大学教授（ときめきダンスカンパニー四国代表）	
8	中川 浩志	徳島市文化協会民族芸能部会	
9	浜井 弘保	徳島市文化協会音楽部会（徳島県邦楽協会）	
10	林 郁夫	NPO法人徳島ミュージックエコノ理事長（サニサイト`ジャズ`）	
11	春名 完二	徳島市文化協会会長（徳島県邦楽協会会長）	
12	檜 千尋	徳島市文化協会舞踊部会（あすなろ舞踊研究所）	
13	松田 稔	徳島交響楽団常務理事	
14	山中 英生	徳島大学工学部教授	会長
15	吉本 光宏	ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室長	副会長
16	吉森 章夫	徳島県文化協会会長（徳島県音楽協会会長）	
17	若柳 吉史壽	日本舞踊協会徳島県支部	

3. 音楽・芸術ホール整備についての意見交換会経過概要

- | | | | |
|-------|-------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年 | 7月30日 | 第1回意見交換会 | <ul style="list-style-type: none">・整備計画策定調査結果について |
| 平成19年 | 10月2日 | 第2回意見交換会 | <ul style="list-style-type: none">・音楽・芸術ホールの施設概要（案）について・整備計画策定調査に基づく計画案について |
| 平成20年 | 1月11日 | 第3回意見交換会 | <ul style="list-style-type: none">・整備計画（案）概要について・小ホール、創造支援・交流ゾーンイメージ図について |
| 平成20年 | 2月16日 | 第4回意見交換会 | <ul style="list-style-type: none">・整備計画（案）骨子について・意見交換会・意見とりまとめ（案）について |
| 平成20年 | 3月31日 | (仮称)音楽・芸術ホール整備計画策定 | |

4. 音楽・芸術ホールの立地条件

(1) 敷地位置 (新町西地区第一種市街地再開発事業の施行区域)

徳島市西船場1丁目、新町橋1丁目及び2丁目、
西新町1丁目、並びに西大工町1丁目の各一部

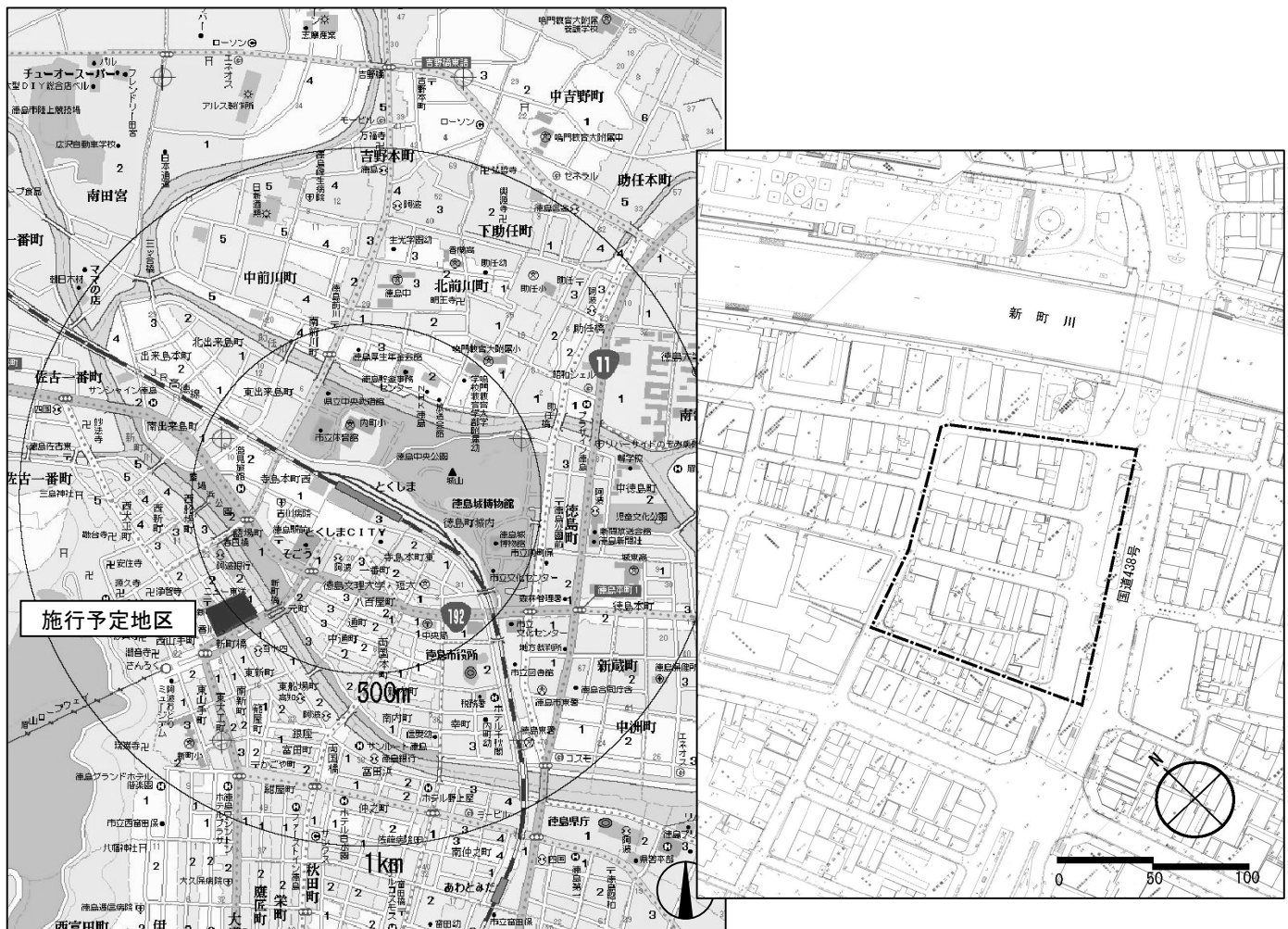
(2) 地域地区 商業地域、防火地域

新町西地区第一種市街地再開発事業の施行区域

高度利用地区	容積率の最高限度	600%
	容積率の最低限度	200%
	建ぺい率の最高限度	70%
	建築面積の最低限度	200㎡

(3) その他 駐車場整備地区

(4) 周辺道路	東側	市道248号	(整備後幅員10mに拡幅)
	西側	市道253号	(整備後幅員12mに拡幅)
	南側	国道438号	(都市計画道路3.1.1新町橋通線、整備済)
	北側	市道245号	(整備後幅員12mに拡幅)



(仮称) 音楽・芸術ホール整備計画

発行日 平成20年3月
編集・発行 徳島市市民環境部文化振興課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL 088-621-5178
FAX 088-624-1281